

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年11月5日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 杉本 年史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目 1 3 番 7 号
【事務連絡者氏名】	飯塚 英夫
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界シェールガス株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間 500億円を上限とします。 * なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

世界シェールガス株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間 500億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「（12）その他」をご参照下さい。

（６）【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（７）【申込期間】

2019年11月6日から2020年11月5日まで

ただし、継続申込期間中であってもニューヨークの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日または一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

（１０）【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社の営業日であっても、ニューヨークの銀行の休業日に該当する日または一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則として、お申込みができません。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産(投資信託 証券(株式)) 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券）	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式・債券へ投資を行います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

1 「シェールガス」関連ビジネスを展開する企業の株式に投資します。

主として、世界の株式市場に上場する企業のなかから、「シェールガス」の探査、開発、生産及びその関連業務を行なう企業の発行する株式に投資します。

シェールガス (shale gas) とは？

シェールガスは天然ガスの一種で、頁岩（けつがん：シェール）という地層に存在します。シェールガスは、埋蔵量が豊富で、石油・石炭に比べて環境への負担が小さいことから、新たなエネルギー源として注目されています。

従来懸念されていた環境汚染の問題を軽減する新技術の組み合わせにより、安価なシェールガスが大量に生産できるようになりました。

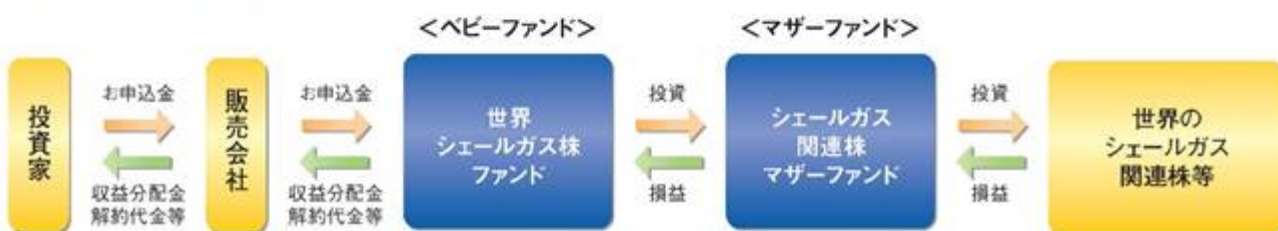


頁岩

2 ファミリーファンド方式で運用

ファミリーファンド方式とは、投資家の資金をまとめてベビーファンド（世界シェールガス株ファンド）とし、ベビーファンドがマザーファンド（シェールガス関連株マザーファンド）に投資することによって、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。シェールガス関連株への実質的な投資は、マザーファンドで行なわれます。

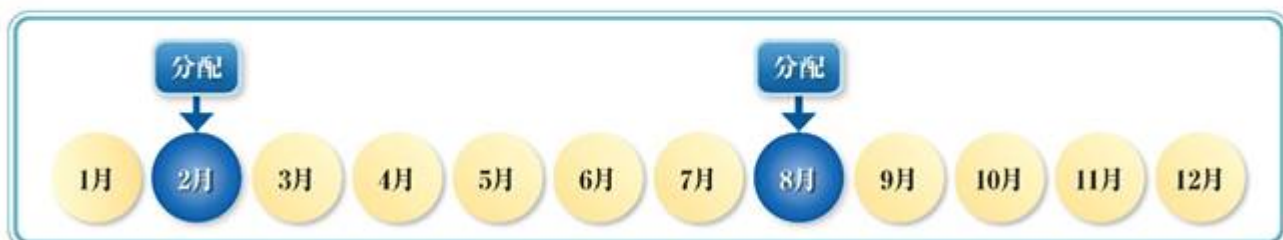
<ファンドの仕組み>



<分配方針>

年2回（2月5日、8月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行ない、原則として以下の方針により分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。原則として、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。
- 留保益については、委託会社の判断に基づき運用の基本方針と同一の運用を行ないます。



* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

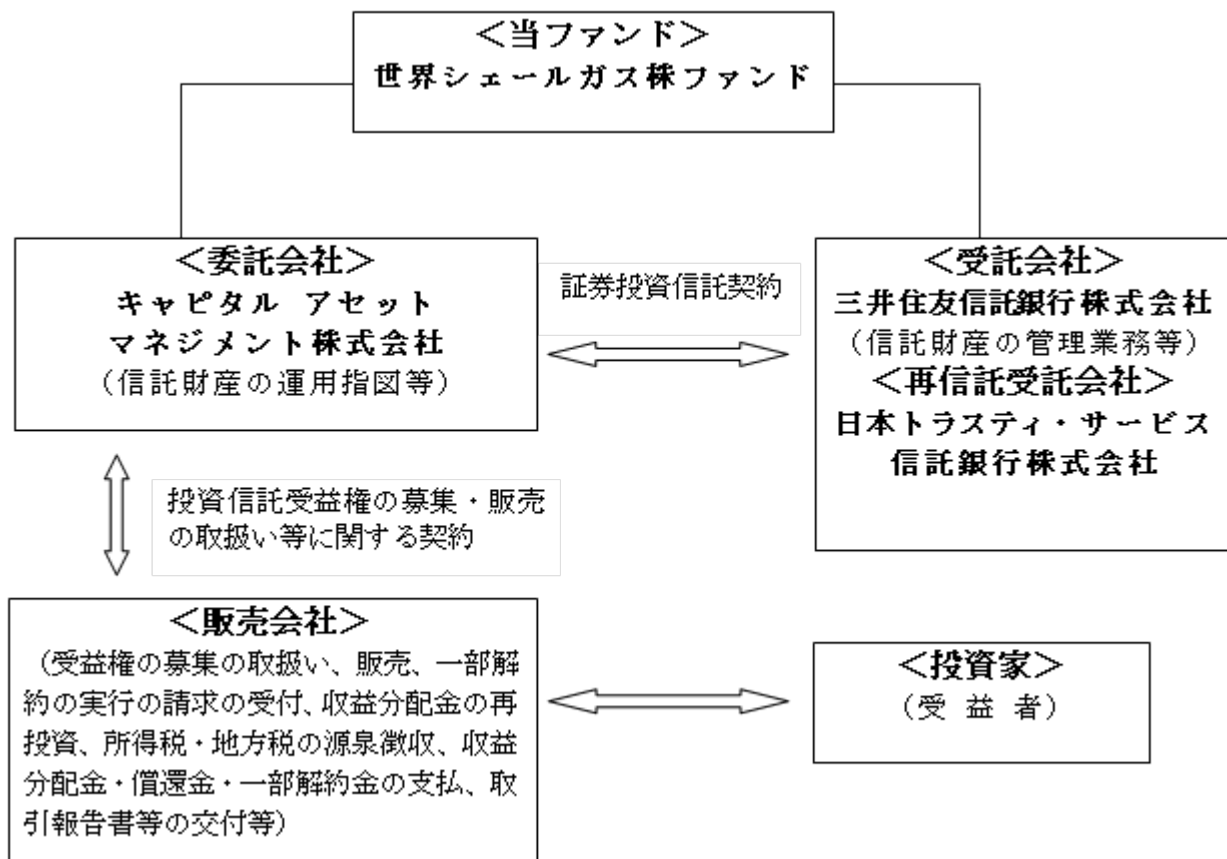
* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年8月30日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2019年9月末日現在）

資本金 280百万円
発行済株式の総数 8,595株

ロ．委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
 平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
 平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
 平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
 平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号
 平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
 商号変更
 平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（2019年9月末日現在）

発行済株式の総数（a） および資本金	8,595株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b / a)
キャピタル フィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都千代田区内神田 1 - 13 - 7	8,595株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

シェールガス関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、シェールガスを中心とする非在来型天然ガスの探査、開発、生産など、シェールガスビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

ロ．投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。

1) 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

ハ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ニ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

ホ．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたシェールガス関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

7. 株券または新株引受権証書
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

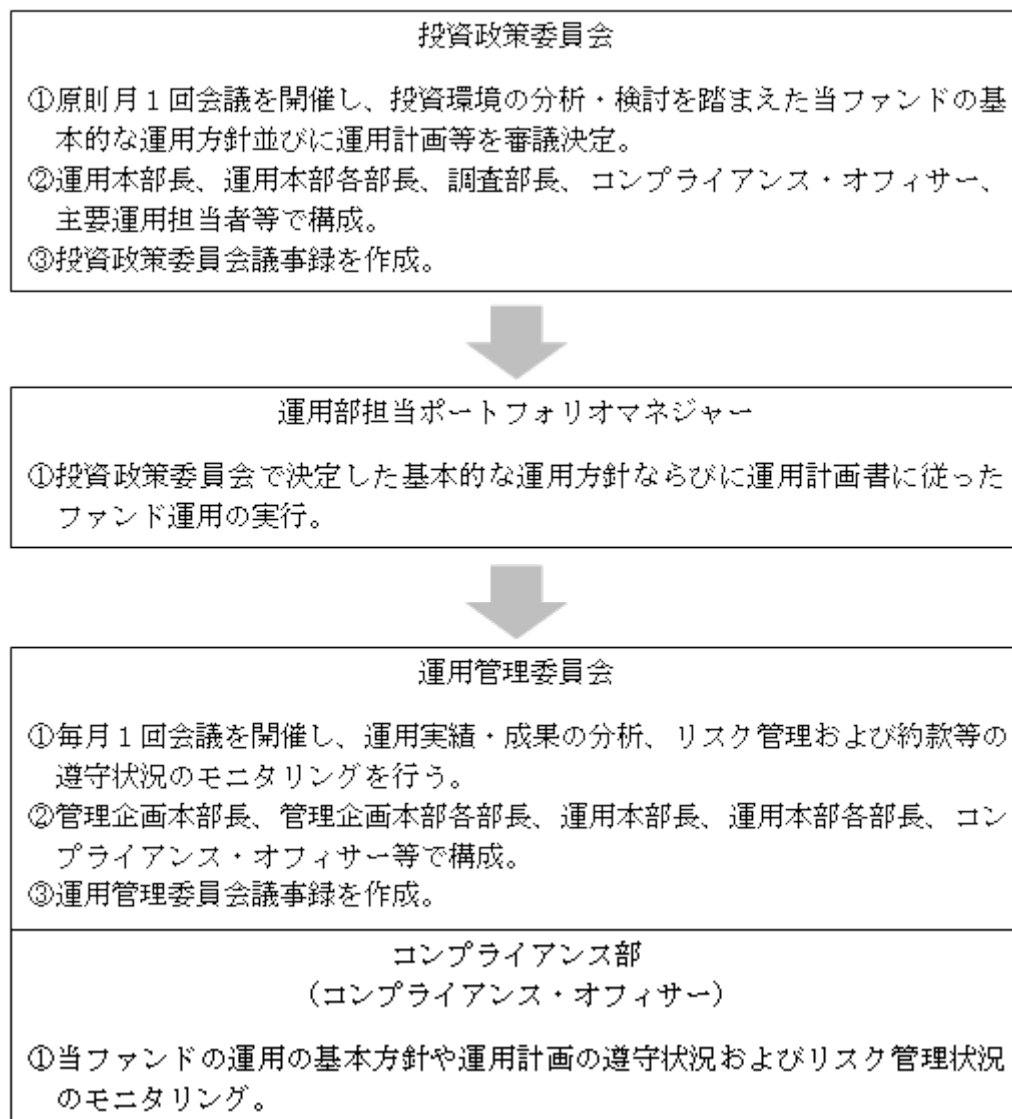
前記 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、プロダクト・マネジメント部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程、利益相反管理規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回（原則として毎年8月5日、2月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

マザーファンドの受益証券への投資割合は、制限を設けません。

株式への実質投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的

として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができません。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

< 参考 > マザーファンド（シェールガス関連株マザーファンド）の概要

（１）（投資方針）

投資対象

シェールガスを中心とする非在来型天然ガスの探査、開発、生産など、シェールガスビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として、シェールガスを中心とする非在来型天然ガスの探査、開発、生産など、シェールガスビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ロ．上記、株式および株式関連証券の組入比率は、市況等の状況の変化により機動的に判断します。
- ハ．投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。
- １）銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ホ．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

（２）（投資対象）

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りま。
 - ハ．約束手形
- ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 7. 株券または新株引受権証書
 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第

12号ならびに第16号の証券または証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）（主な投資制限）

株式への投資制限

株式への投資割合（転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りま

す。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券を除きます。）は、制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。

スワップ取引の範囲

スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を通じて、シェールガスを中心とする非在来型天然ガスの探査、開発、生産など、シェールガスビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に株式に投資しますので、基準価額は株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、基準価額が影響を受けて損失を被ることがあります。

債券の価格変動リスク

当ファンドは、海外の公社債等に投資することがあります。金利上昇により組入銘柄の価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての有価証券に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新興国市場は一般に先進国の市場に比べて市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

資金移動に係るリスク

当ファンドの投資対象国政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

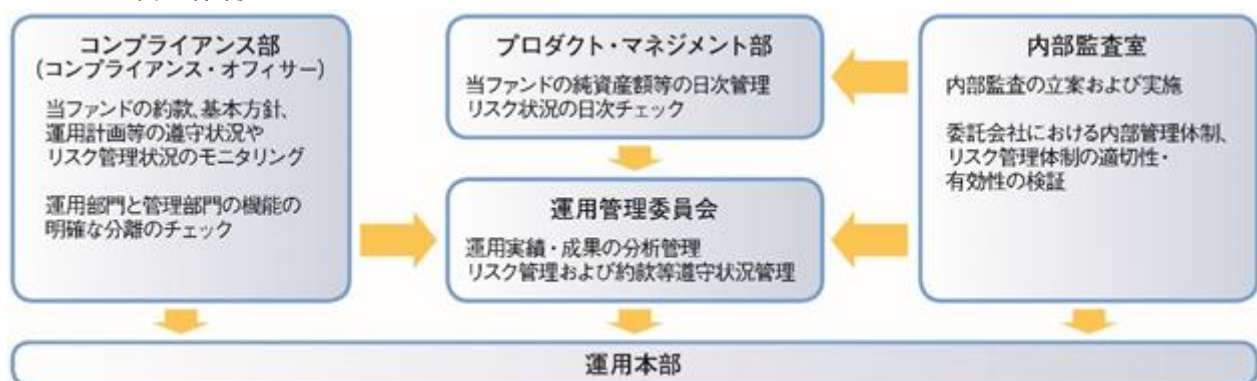
取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

コンプライアンス部

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス部で投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター

- ・ 取引の妥当性のチェック
- ・ 利益相反取引のチェック

内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
 - ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、社長への報告を行います。
- （注）投資リスクに対する管理体制は2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

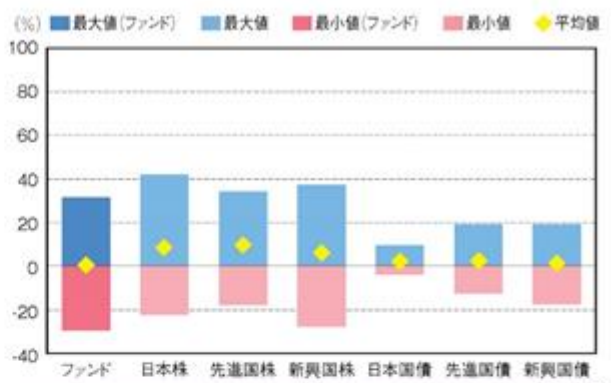
(2014年10月～2019年9月)



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年10月～2019年9月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	31.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△29.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.5	8.4	9.6	5.9	2.1	2.3	1.2

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。
なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.826%（税抜 1.66%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社	年0.70%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.90%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記 の信託報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前記 から の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

- １．法律顧問に対する報酬および費用
- ２．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
- ４．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ５．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ６．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- ７．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

委託会社は前記 から に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確

定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われま

す。
2016年1月1日以降、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。
NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などか

ら生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。
ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始し

ております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金

が上記と異なる場合があります。
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

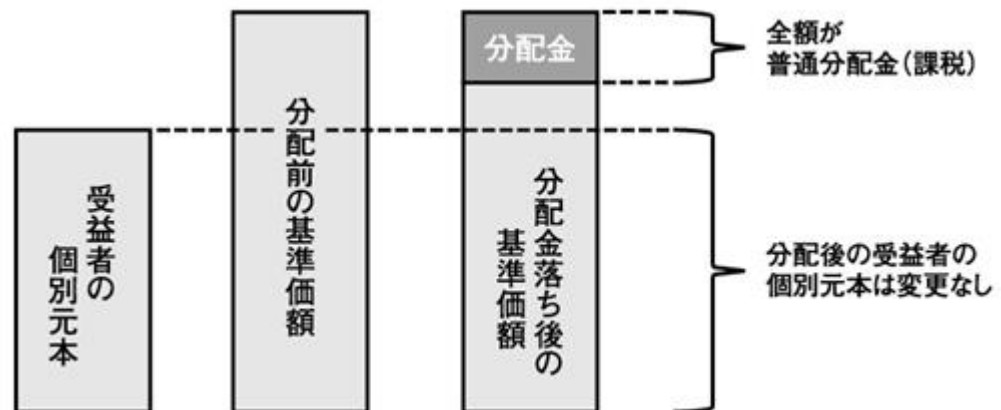
イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

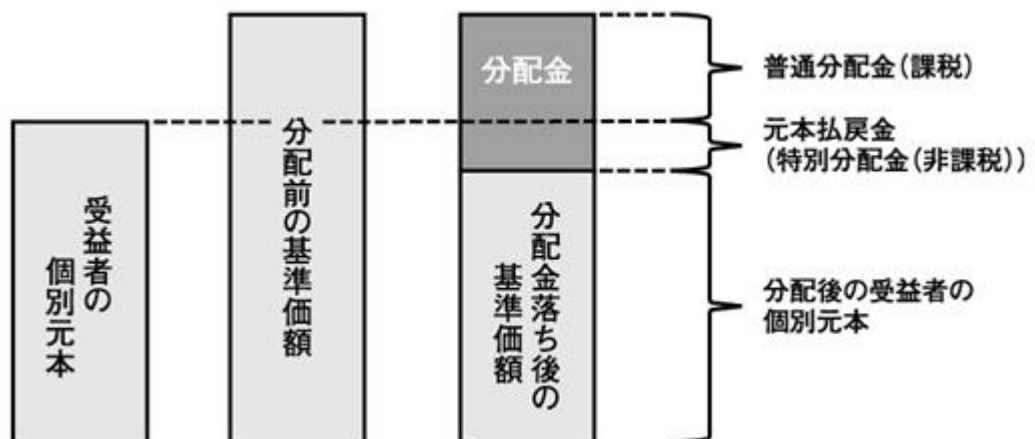
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準を示唆するものではありません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「世界シェールガス株ファンド」

(2019年9月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	771,823,665	97.20
内 日本	771,823,665	97.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	22,263,517	2.80
純資産総額	794,087,182	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「シェールガス関連株マザーファンド」

(2019年9月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	694,739,306	90.01
内 アメリカ	587,949,041	76.18
内 カナダ	83,433,646	10.81
内 南アフリカ	23,087,109	2.99
内 スイス	269,510	0.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	77,102,444	9.99
純資産総額	771,841,750	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「世界シェールガス株ファンド」

投資有価証券明細

(2019年9月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	シェールガス関連株 マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	430,777,287	1.7410 750,026,334	1.7917 771,823,665	97.20%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(2019年9月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	97.20
	小計	97.20
合 計（対純資産総額比）		97.20

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

（参考）「シェールガス関連株マザーファンド」

投資有価証券明細

(2019年9月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
1	Phillips66	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	6,500	101.96 662,740	103.66 673,790	9.42%
2	Valero Energy Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	7,900	83.65 660,835	84.44 667,076	9.33%
3	LyondellBasell Industries NV	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	6,300	85.92 541,296	88.70 558,810	7.81%
4	Chevron Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	4,500	125.04 562,680	118.60 533,700	7.46%
5	Honeywell International Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	2,520	172.99 435,934	168.04 423,460	5.92%
6	Marathon Petroleum Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	6,000	55.24 331,440	62.42 374,520	5.24%
7	Methanex Corp	アメリカ・ドル カナダ	株式 素材	10,500	43.23 453,915	35.51 372,855	5.21%
8	Canadian Pacific Railway Ltd	カナダ・ドル カナダ	株式 運輸	1,650	310.77 512,770	291.84 481,536	5.08%
9	Eversource Energy	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	4,000	76.77 307,080	85.34 341,360	4.77%
10	Union Pacific Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 運輸	2,000	175.30 350,600	162.69 325,380	4.55%
11	EOG Resources Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	3,400	87.04 295,936	74.98 254,932	3.56%
12	DuPont de Nemours Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	3,566	71.57 255,218	70.25 250,511	3.50%
13	Devon Energy Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	9,000	26.34 237,060	24.25 218,250	3.05%
14	Sasol Ltd	アメリカ・ドル 南アフリカ	株式 エネルギー	12,100	23.97 290,037	17.68 213,928	2.99%
15	Diamondback Energy Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1,932	104.61 202,106	89.99 173,860	2.43%
16	DOW INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	3,566	51.52 183,720	47.07 167,851	2.35%
17	Continental Resources Inc/OK	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	5,000	36.26 181,300	30.58 152,900	2.14%
18	Noble Energy Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	5,000	21.19 105,950	22.46 112,300	1.57%
19	Corteva Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	3,566	27.39 97,672	27.80 99,134	1.39%
20	Pembina Pipeline Corp	カナダ・ドル カナダ	株式 エネルギー	983	49.73 48,884	49.37 48,530	0.51%
21	Exxon Mobil Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	400	74.99 29,996	71.48 28,592	0.40%
22	Halliburton Co	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1,500	21.75 32,625	18.73 28,095	0.39%
23	Occidental Petroleum Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	586	49.07 28,760	45.14 26,452	0.37%
24	Unit Corp	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	5,000	7.59 37,950	3.42 17,100	0.24%
25	Baker Hughes a GE Co	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	500	23.56 11,780	24.04 12,020	0.17%

26	Resideo Technologies Inc	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	420	19.22 8,072	13.91 5,842	0.08%
27	Garrett Motion Inc	アメリカ・ドル スイス	株式 自動車・自動車部品	252	14.45 3,641	9.91 2,497	0.04%
28	ADVANSIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	80	24.85 1,988	25.87 2,069	0.03%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2019年9月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	49.28
		素材	20.29
		運輸	9.63
		資本財	6.00
		公益事業	4.77
		自動車・自動車部品	0.04
	小計		90.01
合 計（対純資産総額比）			90.01

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

投資比率は四捨五入の関係で合わない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たり 純資産額 (分配付) (円)
第 1 計算期間末日 (2013年2月5日)	658,475,633	729,474,958	1.1129	1.2329
第 2 計算期間末日 (2013年8月5日)	2,679,757,861	2,965,038,196	1.1272	1.2472
第 3 計算期間末日 (2014年2月5日)	2,796,523,862	3,109,850,225	1.0710	1.1910
第 4 計算期間末日 (2014年8月5日)	3,657,806,355	4,043,709,845	1.1374	1.2574
第 5 計算期間末日 (2015年2月5日)	3,379,941,281	3,773,570,147	1.0304	1.1504
第 6 計算期間末日 (2015年8月5日)	2,580,879,324	2,580,879,324	1.0003	1.0003
第 7 計算期間末日 (2016年2月5日)	1,661,366,223	1,661,366,223	0.8449	0.8449
第 8 計算期間末日 (2016年8月5日)	1,409,505,658	1,409,505,658	0.7829	0.7829
第 9 計算期間末日 (2017年2月6日)	1,639,607,774	1,639,607,774	0.9664	0.9664
第10計算期間末日 (2017年8月7日)	1,369,065,697	1,369,065,697	0.9063	0.9063
第11計算期間末日 (2018年2月5日)	1,183,538,973	1,206,701,626	1.0219	1.0419
第12計算期間末日 (2018年8月6日)	1,158,969,937	1,179,779,983	1.1139	1.1339
第13計算期間末日 (2019年2月5日)	911,437,059	911,437,059	0.9088	0.9088
第14計算期間末日 (2019年8月5日)	778,205,293	778,205,293	0.8244	0.8244
2018年 9月末日	1,176,956,459	-	1.1440	-
10月末日	986,189,612	-	0.9737	-
11月末日	951,438,911	-	0.9401	-
12月末日	837,975,878	-	0.8340	-
2019年 1月末日	907,333,615	-	0.9029	-
2月末日	918,457,561	-	0.9272	-
3月末日	907,361,986	-	0.9263	-
4月末日	934,219,214	-	0.9683	-
5月末日	801,344,043	-	0.8334	-
6月末日	836,694,696	-	0.8780	-

7月末日	831,428,410	-	0.8804	-
8月末日	748,253,683	-	0.7941	-
9月末日	794,087,182	-	0.8443	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.1200
第2計算期間	0.1200
第3計算期間	0.1200
第4計算期間	0.1200
第5計算期間	0.1200
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0200
第12計算期間	0.0200
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	23.3
第2計算期間	12.1
第3計算期間	5.7
第4計算期間	17.4
第5計算期間	1.1
第6計算期間	2.9
第7計算期間	15.5
第8計算期間	7.3
第9計算期間	23.4
第10計算期間	6.2
第11計算期間	15.0
第12計算期間	11.0
第13計算期間	18.4
第14計算期間	9.3

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第 1 計算期間	642,411,584	50,750,542	591,661,042
第 2 計算期間	2,822,339,585	1,036,664,502	2,377,336,125
第 3 計算期間	1,045,538,958	811,822,052	2,611,053,031
第 4 計算期間	1,330,235,859	725,426,471	3,215,862,419
第 5 計算期間	3,335,120,285	3,270,742,151	3,280,240,553
第 6 計算期間	636,934,347	1,337,192,816	2,579,982,084
第 7 計算期間	51,095,349	664,657,633	1,966,419,800
第 8 計算期間	25,277,405	191,432,353	1,800,264,852
第 9 計算期間	103,313,522	206,891,427	1,696,686,947
第10計算期間	33,409,793	219,476,461	1,510,620,279
第11計算期間	43,306,982	395,794,580	1,158,132,681
第12計算期間	114,781,829	232,412,170	1,040,502,340
第13計算期間	58,987,366	96,547,485	1,002,942,221
第14計算期間	15,205,193	74,193,291	943,954,123

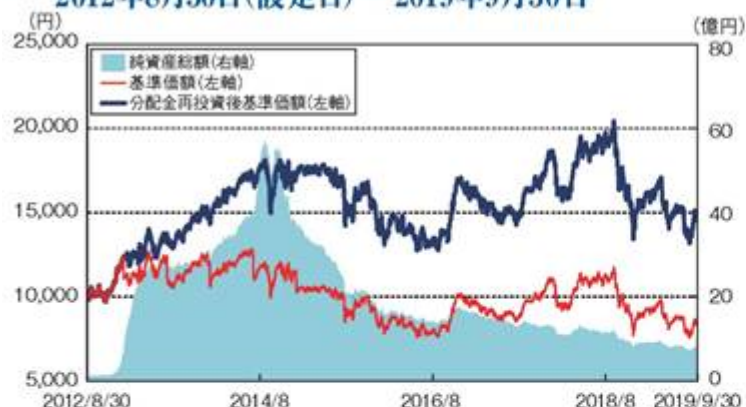
(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

■基準価額・純資産の推移

2012年8月30日（設定日）～2019年9月30日

基準日：2019年9月30日



※分配金再投資後基準価額は、分配金（税引き前）を再投資したものと計算しています。

基準価額	8,443円
純資産総額	7.9億円

■分配の推移

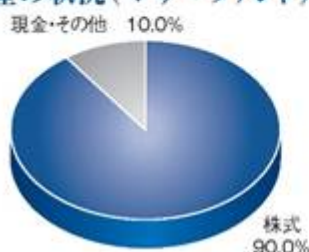
決算日	分配金額
2017年8月7日	0円
2018年2月5日	200円
2018年8月6日	200円
2019年2月5日	0円
2019年8月5日	0円
設定来累計	6,400円

1万口あたり／税引き前

※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況（マザーファンド）

【資産配分】



【業種別配分】



※資産配分比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別配分比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

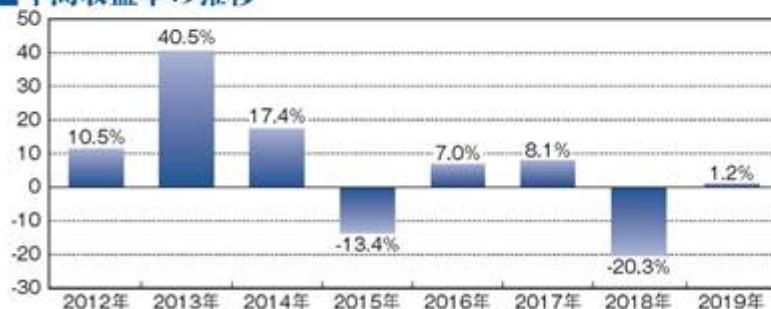
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数：28銘柄

銘柄名	業種	投資比率
フィリップス66	石油・ガス精製・販売	9.4%
バレル・エナジー	石油・ガス精製・販売	9.3%
ライオンデルバセル・インダストリーズ	基礎化学品	7.8%
シェブロン	総合石油・ガス	7.5%
ハネウェルインターナショナル	コングロマリット	5.9%
マラソン・ペトロリウム	石油・ガス精製・販売	5.2%
メサネックス	基礎化学品	5.2%
カナディアン・パシフィック鉄道	鉄道	5.1%
エバーソース・エナジー	電力	4.8%
ユニオン・パシフィック	鉄道	4.6%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引き前）を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2012年：設定日（2012年8月30日）から年末までの収益率

※2019年：年初から9月末までの9ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ニューヨークの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日または一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ニューヨークの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日または一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日から無期限とします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年8月6日から翌年2月5日まで、ならびに2月6日から同年8月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年8月30日から平成25年2月5日までとします。

前記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

信託の終了

イ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ.委託会社は、上記イ.にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ.上記ロ.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、

受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にわたる多数をもって行います。

ホ．上記ロ．から二．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．から二．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にわたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を後記照会先のアドレスに掲載します。

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3 資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2019年2月6日から2019年8月5日まで）の財務諸表については、監査法人五大による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界シェールガス株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第13期計算期間
(2019年2月5日現在)第14期計算期間
(2019年8月5日現在)

資産の部		
流動資産		
金銭信託	308,938	779,339
コール・ローン	32,467,655	16,176,339
親投資信託受益証券	891,064,619	770,693,436
流動資産合計	923,841,212	787,649,114
資産合計	923,841,212	787,649,114
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,180,649	558,870
未払受託者報酬	330,126	281,805
未払委託者報酬	8,804,378	7,516,146
その他未払費用	1,089,000	1,087,000
流動負債合計	12,404,153	9,443,821
負債合計	12,404,153	9,443,821
純資産の部		
元本等		
元本	1,002,942,221	943,954,123
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	91,505,162	165,748,830
（分配準備積立金）	85,045,651	80,463,784
元本等合計	911,437,059	778,205,293
純資産合計	911,437,059	778,205,293
負債純資産合計	923,841,212	787,649,114

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期計算期間 (自 2018年8月7日 至 2019年2月5日)	第14期計算期間 (自 2019年2月6日 至 2019年8月5日)
営業収益		
受取利息	25	27
有価証券売買等損益	198,978,638	70,371,183
営業収益合計	198,978,613	70,371,156
営業費用		
支払利息	11,503	11,829
受託者報酬	330,126	281,805
委託者報酬	8,804,378	7,516,146
その他費用	1,089,000	1,087,000
営業費用合計	10,235,007	8,896,780
営業利益又は営業損失（ ）	209,213,620	79,267,936
経常利益又は経常損失（ ）	209,213,620	79,267,936
当期純利益又は当期純損失（ ）	209,213,620	79,267,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の 分配額（ ）	6,243,370	219,120
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	118,467,597	91,505,162
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,734,463	6,933,458
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	6,933,458
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	3,734,463	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,736,972	1,690,070
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	10,736,972	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	1,690,070
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	91,505,162	165,748,830

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期計算期間 (2019年2月5日現在)	第14期計算期間 (2019年8月5日現在)
1. 期首元本額	1,040,502,340円	1,002,942,221円
期中追加設定元本額	58,987,366円	15,205,193円
期中一部解約元本額	96,547,485円	74,193,291円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,002,942,221口	943,954,123口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は91,505,162円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は165,748,830円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期計算期間 (自 2018年8月7日 至 2019年2月5日)	第14期計算期間 (自 2019年2月6日 至 2019年8月5日)
1. その他費用の内訳	印刷費用 873,000 円及び監査費用 216,000 円であります。	印刷費用 871,000 円及び監査費用 216,000 円であります。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(657,265円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(20,770,382円)及び分配準備積立金(84,388,386円)より分配対象額は105,816,033円(1口当たり0.105506円)であります。なお、分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,508,730円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(20,831,694円)及び分配準備積立金(78,955,054円)より分配対象額は101,295,478円(1口当たり0.107310円)であります。なお、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期計算期間 (自 2019年2月6日 至 2019年8月5日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、プロダクト・マネジメント部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期計算期間及び 第14期計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期計算期間 (2019年2月5日現在)	第14期計算期間 (2019年8月5日現在)
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	191,617,779	72,018,739
合計	191,617,779	72,018,739

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第13期計算期間 (2019年2月5日現在)	第14期計算期間 (2019年8月5日現在)
1口当たり純資産額	0.9088円	0.8244円
(1万口当たり純資産額)	(9,088円)	(8,244円)

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表（2019年8月5日現在）

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	シェールガス関連株マザーファンド	442,647,428	770,693,436	
親投資信託受益証券 合計		442,647,428	770,693,436	
合計		442,647,428	770,693,436	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「シェールガス関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シェールガス関連株マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2019年2月5日現在	2019年8月5日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	21,349,059	52,756,236
コール・ローン	2,235,347	21,980,416
株式	867,445,066	695,731,473
未収配当金	22,231	217,662
流動資産合計	891,051,703	770,685,787
資産合計	891,051,703	770,685,787
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	468,045,288	442,647,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	423,006,415	328,038,359
元本等合計	891,051,703	770,685,787
純資産合計	891,051,703	770,685,787
負債純資産合計	891,051,703	770,685,787

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2019年2月5日現在	2019年8月5日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	491,113,288円	468,045,288円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における一部解約元本額	23,068,000円	25,397,860円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
世界シェールガス株ファンド	468,045,288円	442,647,428円
計	468,045,288円	442,647,428円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	468,045,288口	442,647,428口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年2月6日 至 2019年8月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、プロダクト・マネジメント部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年2月5日現在及び 2019年8月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2019年2月5日現在	2019年8月5日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	133,865,360	37,517,478
合計	133,865,360	37,517,478

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2019年2月5日現在	2019年8月5日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.9038円	1.7411円
(1万口当たり純資産額)	(19,038円)	(17,411円)

(3)附属明細表

有価証券明細表（2019年8月5日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
アメリカ・ドル	Honeywell International Inc	2,520	168.010	423,385.20	
	Anadarko Petroleum Corp	2,000	73.760	147,520.00	
	Valero Energy Corp	7,900	82.070	648,353.00	
	EOG Resources Inc	3,400	82.460	280,364.00	
	Exxon Mobil Corp	400	71.750	28,700.00	
	Halliburton Co	1,500	21.000	31,500.00	
	Devon Energy Corp	9,000	25.030	225,270.00	
	Methanex Corp	10,500	34.210	359,205.00	
	Noble Energy Inc	5,000	21.880	109,400.00	
	Sasol Ltd	12,100	20.730	250,833.00	
	Chevron Corp	4,500	120.730	543,285.00	
	Union Pacific Corp	2,000	173.520	347,040.00	
	Unit Corp	5,000	5.810	29,050.00	
	Continental Resources Inc/OK	5,000	33.630	168,150.00	
	Marathon Petroleum Corp	6,000	53.620	321,720.00	
	LyondellBasell Industries NV	6,300	76.140	479,682.00	
	Phillips66	6,900	99.520	686,688.00	
	Diamondback Energy Inc	1,932	97.490	188,350.68	
	Baker Hughes a GE Co	500	24.080	12,040.00	
	Resideo Technologies Inc	420	18.060	7,585.20	
	Garrett Motion Inc	252	12.940	3,260.88	
	DOW INC	3,566	45.600	162,609.60	
	DuPont de Nemours Inc	3,566	69.050	246,232.30	
	Corteva Inc	3,566	31.460	112,186.36	
	Eversource Energy	4,000	76.700	306,800.00	
	ADVANSIX INC	80	25.060	2,004.80	
アメリカ・ドル 小計		107,902		6,121,215.02 (650,991,217)	
カナダ・ドル	Canadian Pacific Railway Ltd	1,650	307.250	506,962.50	
	Pembina Pipeline Corp	983	49.100	48,265.30	
カナダ・ドル 小計		2,633		555,227.80 (44,740,256)	
合計		110,535		695,731,473 (695,731,473)	

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 26銘柄	84.5%	93.6%
カナダ・ドル	株式 2銘柄	5.8%	6.4%

（注）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率です。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「世界シェールガス株ファンド」

(2019年9月30日現在)

資産総額	797,434,706円
負債総額	3,347,524円
純資産総額(-)	794,087,182円
発行済数量	940,516,758口
1口当たり純資産額(/)	0.8443円

(参考)「シェールガス関連株マザーファンド」

(2019年9月30日現在)

資産総額	771,841,750円
負債総額	0円
純資産総額(-)	771,841,750円
発行済数量	430,777,287口
1口当たり純資産額(/)	1.7917円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（2019年9月末日現在）

（1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

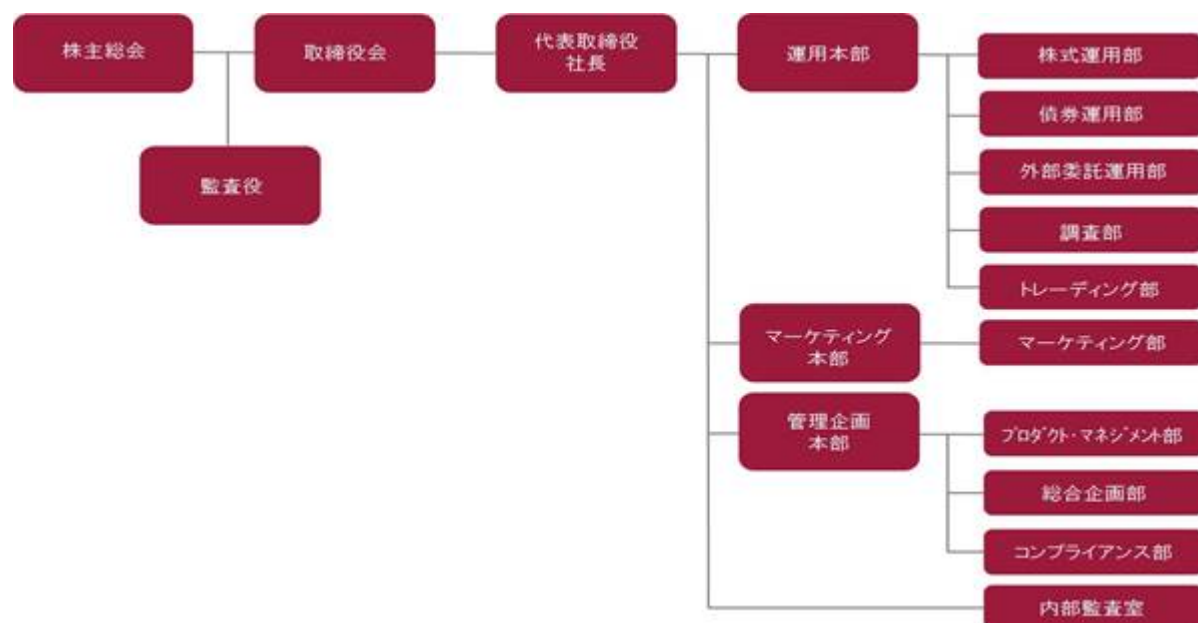
8,595株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図

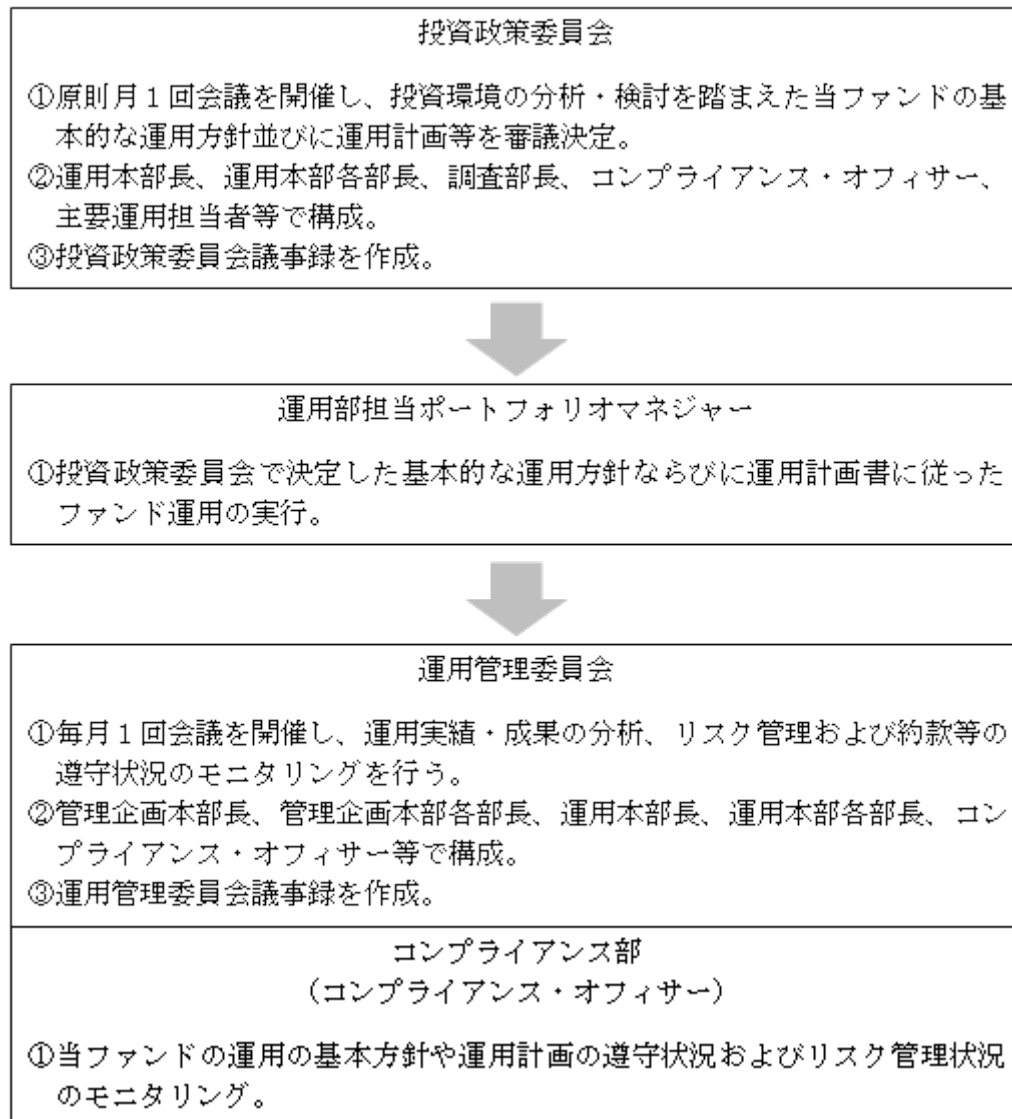


（注）上記組織は、2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2019年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	19本	31,566百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２）財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成30年 3 月31日)		当事業年度 (平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			247,071		226,169
2 未収委託者報酬			60,819		59,588
3 未収運用受託報酬			102,790		2,244
4 立替金			12,348		8,402
5 前払費用			5,157		5,162
6 預け金			500		-
7 その他			22		1,272
流動資産合計			428,710		302,838
固定資産					
1 有形固定資産	1		9,840		11,886
(1) 建物		2,826		2,349	
(2) 器具備品		2,490		5,949	
(3) リース資産		4,524		3,588	
2 無形固定資産			3,552		2,552
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		3,500		2,500	
3 投資その他の資産			86,594		69,618
(1) 投資有価証券		75,695		59,088	
(2) 敷金		10,898		10,530	
固定資産合計			99,987		84,057
資産合計			528,698		386,896

		前事業年度 (平成30年 3 月31日)		当事業年度 (平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			13,569		6,807
2 未払代行手数料			29,632		29,337
3 未払費用			73,205		6,059
4 未払法人税等			76,087		2,167
5 未払消費税等			8,286		-
6 賞与引当金			9,500		5,400
7 預り金			3,473		4,435
8 リース債務			970		994
流動負債合計			214,724		55,202
固定負債					
1 長期未払金			2,229		2,229
2 繰延税金負債			474		-
3 退職給付引当金			-		1,811
4 リース債務			3,951		2,956
固定負債合計			6,654		6,997
負債合計			221,379		62,199
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		26,243
(1) 資本準備金		55,251		26,243	
3 利益剰余金			29,008		20,363
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		29,008		20,363	
株主資本合計			306,243		326,606
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金			1,075		1,910
評価・換算差額等合計			1,075		1,910
純資産合計			307,318		324,696
負債及び純資産合計			528,698		386,896

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			845,980		694,849
2 運用受託報酬			281,016		44,978
営業収益合計			1,126,996		739,828
営業費用					
1 支払手数料	1		452,862		301,333
2 広告宣伝費			14,694		8,569
3 調査費			32,371		30,733
4 委託計算費			22,393		25,752
5 営業雑経費			17,933		23,397
(1) 通信費		1,657		2,142	
(2) 協会費		1,419		1,381	
(3) 印刷費		14,855		19,873	
営業費用合計			540,255		389,786
一般管理費					
1 給料			182,104		192,022
(1) 役員報酬		44,361		44,690	
(2) 給料・手当		96,486		113,410	
(3) 賞与		6,865		5,187	
(4) 賞与引当金繰入額		9,500		5,400	
(5) 退職給付費用		4,581		2,181	
(6) 法定福利費		20,308		21,152	
2 旅費交通費			6,157		6,010
3 租税公課			8,307		4,002
4 不動産賃借料	1		14,758		19,402
5 減価償却費			5,493		5,137
6 業務委託費	1		119,821		70,731
7 その他一般管理費			15,781		28,684
一般管理費合計			352,424		325,990
営業利益			234,316		24,051
営業外収益					
1 受取利息			9		9
2 受取配当金			1,205		-
3 不動産賃貸料収入	1		638		-
4 調査業務受託収入			-		960
5 為替差益			-		567
6 雑収入			1		220
営業外収益合計			1,854		1,757
営業外費用					

1 支払利息			21		112
2 為替差損			2,127		-
3 雑損失			-		0
営業外費用合計			2,148		112
経常利益			234,022		25,696
特別利益					
1 投資有価証券償還益			-		180
特別利益合計			-		180
特別損失					
1 固定資産除却損	2		6,017		73
2 投資有価証券売却損			-		1,261
3 訴訟損失			2,522		-
特別損失合計			8,540		1,334
税引前当期純利益			225,482		24,542
法人税、住民税及び事業税			73,717		290
当期純利益			151,764		24,252

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	180,772	154,478	2,458
当期変動額				-	
当期純利益			151,764	151,764	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-	3,533
当期変動額合計			151,764	151,764	3,533
当期末残高	280,000	55,251	29,008	306,243	1,075

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	55,251		29,008		306,243	1,075
当期変動額							
資本準備金から その他資本剰余金への 振替		29,008	29,008				
欠損填補			29,008	29,008			
自己株式の取得					3,888	3,888	
自己株式の消却			3,888		3,888		
当期純利益				24,252		24,252	
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への 振替			3,888	3,888			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							2,985
当期変動額合計		29,008		49,371		20,363	2,985
当期末残高	280,000	26,243		20,363		326,606	1,910

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2 固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>５年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>４年～５年</td> </tr> </table> （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 （３）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	５年～15年	器具備品	４年～５年
建物	５年～15年				
器具備品	４年～５年				
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。 なお、退職給付引当金は平成30年10月1日、株式移転による共同持株会社の設立に伴う従業員の転籍により退職一時金制度を整備し、計上することといたしました。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 （２）連結納税制度の適用 平成30年10月1日から連結納税制度を適用しております。				

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年１月１日以降開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

（２）適用予定日

令和４年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成30年３月31日)	当事業年度 (平成31年３月31日)												
１．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>1,546千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,786千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>156千円</td></tr> </table> ２．係争事件 当社のファンド運用に関して投資顧問契約を締結していた助言会社「ドラゴン・キャピタル・アドバイザリー・リミテッド」社からの報酬支払履行の訴訟に関して、平成30年４月10日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことから、本係争事件は終結し、総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しております。	建物	1,546千円	器具備品	7,786千円	リース資産	156千円	１．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>2,023千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,014千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>1,092千円</td></tr> </table>	建物	2,023千円	器具備品	8,014千円	リース資産	1,092千円
建物	1,546千円												
器具備品	7,786千円												
リース資産	156千円												
建物	2,023千円												
器具備品	8,014千円												
リース資産	1,092千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)	当事業年度 (自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日)														
１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>168,949千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>110,205千円</td></tr> <tr> <td>不動産賃貸料収入</td><td>638千円</td></tr> </table> ２．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>6,017千円</td></tr> </table>	支払手数料	168,949千円	業務委託費	110,205千円	不動産賃貸料収入	638千円	ソフトウェア	6,017千円	１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>58,908千円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>53,389千円</td></tr> </table> ２．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>73千円</td></tr> </table>	支払手数料	58,908千円	業務委託費	53,389千円	器具備品	73千円
支払手数料	168,949千円														
業務委託費	110,205千円														
不動産賃貸料収入	638千円														
ソフトウェア	6,017千円														
支払手数料	58,908千円														
業務委託費	53,389千円														
器具備品	73千円														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	110	8,595
合計	8,705	-	110	8,595
自己株式				
普通株式	-	110	110	-
合計	-	110	110	-

(注) 当社及びキャピタル・パートナーズ証券(株)は株式移転方式による共同持株会社を平成30年10月1日に設立いたしました。株式移転に関して行使される会社法806条1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって、自己株式を取得し、同日消却いたしました。

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月11日 定時株主総会	普通株式	40,396	その他資本剰余金及び利益剰余金	4,700	平成31年 3月31日	令和元年 7月30日

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通話録音装置付電話機一式であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	247,071	247,071	-
（２）未収委託者報酬	60,819	60,819	-
（３）未収運用受託報酬	102,790	102,790	-
（４）立替金	12,348	12,348	-
（５）預け金	500	500	-
（６）投資有価証券	75,695	75,695	-
（７）敷金	10,898	8,077	2,821
資産計	510,125	507,303	2,821
（１）未払金	13,569	13,569	-
（２）未払代行手数料	29,632	29,632	-
（３）未払費用	73,205	73,205	-
（４）未払法人税等	76,087	76,087	-
（５）未払消費税等	8,286	8,286	-
（６）預り金	3,473	3,473	-
（７）リース債務	4,921	4,902	19
負債計	209,175	209,156	19

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	226,169	226,169	-
（２）未収委託者報酬	59,588	59,588	-
（３）未収運用受託報酬	2,244	2,244	-
（４）立替金	8,402	8,402	-
（５）投資有価証券	59,088	59,088	-
（６）敷金	10,530	10,530	-
資産計	366,022	366,022	-
（１）未払金	6,807	6,807	-
（２）未払代行手数料	29,337	29,337	-
（３）未払費用	6,059	6,059	-
（４）未払法人税等	2,167	2,167	-
（５）預り金	4,435	4,435	-
（６）リース債務	3,951	3,949	1
負債計	52,759	52,757	1

（注１）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、立替金、預け金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

なお、当事業年度の敷金については、短期間で返還される見込みであることから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
長期未払金	2,229	2,229
合計	2,229	2,229

長期未払金については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	247,071	-	-	-
未収委託者報酬	60,819	-	-	-
未収運用受託報酬	102,790	-	-	-
立替金	12,348	-	-	-
預け金	500	-	-	-
合計	423,531	-	-	-

当事業年度（平成31年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	226,169	-	-	-
未収委託者報酬	59,588	-	-	-
未収運用受託報酬	2,244	-	-	-
立替金	8,402	-	-	-
敷金	10,510	-	-	20
合計	306,914	-	-	20

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	970	994	1,019	1,045	891	-
合計	970	994	1,019	1,045	891	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	994	1,019	1,045	891	-	-
合計	994	1,019	1,045	891	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	30,299	26,897	3,402
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,178	1,000	178
	小計	31,477	27,897	3,580
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	44,217	46,248	2,030
	小計	44,217	46,248	2,030
計		75,695	74,145	1,549

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	27,408	26,897	511
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	27,408	26,897	511
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	31,679	34,101	2,422
	小計	31,679	34,101	2,422
計		59,088	60,998	1,910

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	8,732	-	1,261
計	8,732	-	1,261

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成30年10月1日、株式移転による共同持株会社の設立に伴う従業員の転籍により、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	千円 -	千円 -
退職給付費用	-	2,048
退職給付の支払額	-	236
退職給付引当金の期末残高	-	1,811

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	千円 -	千円 1,811
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	1,811
退職給付引当金	-	1,811
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	1,811

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	- 千円	当事業年度	2,048千円
出向者に係る退職給付負担金等		-		132
合計		-		2,181

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	127,300	賞与引当金	1,653
賞与引当金	2,908	未払事業税	619
未払事業税	3,002	退職給付引当金	554
訴訟損失引当金	2,362	投資有価証券評価差額金	584
その他	1,404	繰越欠損金	123,177
繰延税金資産小計	136,978	その他	1,344
評価性引当額	136,978	繰延税金資産小計	127,934
繰延税金資産合計	-	税務上の繰越欠損金に	
繰延税金負債		係る評価性引当額（注1）	123,177
投資有価証券評価差額金	474	将来減算一時差異の合計に	
繰延税金負債合計	474	係る評価性引当額	4,757
		評価性引当額小計	127,934
		繰延税金資産合計	-

（注） 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	123,177	123,177
評価性引当額	-	-	-	-	-	123,177	123,177
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入		交際費等永久に損金に算入	
されない項目	0.68%	されない項目	8.58%
住民税均等割	0.13%	住民税均等割	1.18%
評価性引当額	2.09%	評価性引当額の増減	39.23%
その他	1.07%	その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	32.69%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	1.18%

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	581,817	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	150,124	投資運用業

当事業年度（自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	277,329	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	332,431	投資運用業

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成29年 4月 1 日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ 証券㈱	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 94.8	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	168,949	未払代行 手数料	4,558
							業務委託費の 支払(注2)	110,205	-	-
							建物の賃貸 (注3)	638	-	-

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィ ナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の 支払(注2)	18,480	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・ パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	78,603	未払代行 手数料	2,778
							業務委託費の 支払(注2)	34,909	-	-
							調査業務受託 収入(注2)	960	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており
ます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定してあり
ます。

(注2) 提供する業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

キャピタル・パートナーズ証券(株)は、平成30年10月1日の共同株式移転による持株会社(キャピタ
ル フィナンシャル ホールディングス(株))の設立までは当社の親会社でありました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

項目	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	35,303円68銭	37,777円39銭
1 株当たり当期純利益金額	17,434円22銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	2,803円68銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（ 注 1 ） 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（ 単位：千円 ）

項目	前事業年度 平成30年 3 月31日	当事業年度 平成31年 3 月31日
純資産の部の合計額	307,318	324,696
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	307,318	324,696
1 株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,705	8,595

（ 注 2 ） 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（ 単位：千円 ）

項目	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
当期純利益金額	151,764	24,252
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額	151,764	24,252
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705	8,650

（ 重要な後発事象に関する注記 ）

資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、令和元年 6 月11日開催の取締役会において、以下に記載のとおり資本準備金の額の減少並びに剰余金の配当について、第16回定時株主総会に上程することを決議し、同総会において決議されました。

1 . 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、剰余金の配当を目的として、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるとともに、これらを剰余金の配当に充当いたします。

2 . 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金26,243,187円を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振替えます。

3 . 剰余金の配当

令和元年 7 月30日において、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、剰余金の配当に充当いたします。

4 . 日程

取締役会決議	令和元年 6 月11日
株主総会決議（書面）	令和元年 6 月11日

債権者異議申述最終期日	令和元年 7 月26日
効力発生日	令和元年 7 月30日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 および において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
内藤証券株式会社	3,002百万円	同上
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	同上
明和證券株式会社	511百万円	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上

2019年3月末現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、当ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、当ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
6. 目論見書は、電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月18日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村 和哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界シェールガス株ファンドの2019年2月6日から2019年8月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界シェールガス株ファンドの2019年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。